

国立病院機構九州医療センター
多機関共同研究の審査費用等に関する取扱細則

(目的)

第 1 条 本細則は、国立病院機構九州医療センター倫理審査委員会各種規程に基づいて、人を対象とする生命科学・医学系研究（以下、「研究」という。）の多機関共同研究審査費用の取扱について定めるものである。

(審査費用等)

第 2 条 多研究機関共同研究の審査にかかる費用は次の各号に定めるとおりとする。

一 倫理審査委員会審査費用

研究代表者が当委員会に審査の委託をする場合の費用は以下に定めるとおりとする。

研究代表者がNHO職員の場合は、審査費用は不要とする。

研究区分	単位	審査費用
侵襲または介入のある研究（新規）	1 件	110,000円（税別）
侵襲または介入のある研究（継続）	1 年	10,000円（税別）
侵襲または介入のある研究（変更）	1 件	10,000円（税別）
侵襲および介入のない研究（新規）	1 件	90,000円（税別）
侵襲および介入のない研究（継続）	1 年	10,000円（税別）
侵襲または介入のある研究（変更）	1 件	10,000円（税別）

二 施設要件調査費用

多機関共同研究における施設要件調査費用は以下に定めるとおりとする。

申請区分	調査費用 (円)	備考
多機関一括審査の申請【共同研究機関は NHO 施設のみ】（新規申請）	無料	
多機関一括審査の申請【NHO 以外の共同研究機関を含む】（新規申請） 要件確認の費用として以下の費用を徴取する。 (基本料金) NHO 以外の施設数 20 施設以下 (追加料金) NHO 以外の施設数 21 施設以上	基本料金 30,000 追加料金 30,000	21 施設以上は基本料金と追加料金をあわせた額の 60,000 円請求する。
施設追加（変更申請） 承認後に NHO 施設以外の施設が追加された場合、審査費用を追加請求する		変更申請で施設数が増えた場合、初回費用との差額を支払う。

三 審査費用等については、審査依頼件数および審査に係る業務量等により見直しが必要と判断された場合には、院長の了承を得て適宜改定することができる。

四 審査費用等は、審査委受託契約締結時に一括請求することとし、審査費用等はいかなる理由があっても返還しない。

(補則)

第 3 条 審査費用の経理（物品管理を含む。）に必要な諸手続き等で、規程及び本細則に定めのない事項については、独立行政法人国立病院機構会計規程等の定めるところにより、取扱うものとする。

（細則の改定）

第 4 条 本細則を改定する必要があるときは、院長がこれを行う。

附則

（施行期日）

この細則は、令和 3 年 10 月 27 日から施行する。